

令和5年（2023年）11月13日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

原木俊文



令和5年度（2023年度）熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果
について（報告）

本年度の再評価対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別紙1のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別紙1

令和5年度（2023年度）熊本県公共事業再評価監視委員会報告書

令和5年（2023年）11月13日

「令和5年度（2023年度）再評価対象事業箇所一覧表（別紙2）」の各事業について、
令和5年（2023年）7月28日から令和5年（2023年）11月6日まで5回にわたり審議した結果、下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づく意見】

再評価対象事業（34事業）の対応方針については、提出された各種資料や審議過程における説明を踏まえ、総合的に判断した結果、別添の意見を付して、別紙2のとおり判断します。

令和5年度(2023年度) 熊本県公共事業再評価対象事業箇所一覧表

整理番号	事業の種類	路線名 河川名 地区名等	事業名	事業箇所	審議区分	県の対応方針案	県の対応方針案に 対する委員会意見 (○:妥当、×:不妥)
1	道路 (改築)	国道266号 (大矢野道路)	地域連携推進改築事業	上天草市	一括審議	継続	○
2	道路 (改築)	国道325号 (菊池拡幅)	社会資本整備総合交付金事業	菊池市	一括審議	継続	○
3	道路 (改築)	主要地方道 山鹿植木線 (北谷工区)	社会資本整備総合交付金事業	山鹿市	一括審議	継続	○
4	道路 (改築)	一般県道 原植木線 (吉富工区)	社会資本整備総合交付金事業	菊池市	個別審議	継続	○
5	道路 (改築)	一般県道 内牧坂梨線 (北坂梨工区)	社会資本整備総合交付金事業	阿蘇市	一括審議	継続	○
6	道路 (改築)	一般県道 新八代停車場線 (西片工区)	社会資本整備総合交付金事業	八代市	一括審議	継続	○
7	道路 (改築)	主要地方道 大津植木線 (辻久保工区)	社会資本整備総合交付金事業	合志市	一括審議	継続	○
8	道路 (安全施設)	主要地方道 小川嘉島線	防災・安全交付金事業	宇城市	個別審議	継続	○
9	街路	都市計画道路 益城中央線ほか1線	交通安全対策 (通学路緊急対策)補助	上益城郡益城町	個別審議	継続	○
10	区画整理	益城中央	防災・安全交付金事業	上益城郡益城町	個別審議	継続	○
11	河川	潤川	防災・安全交付金事業	熊本市 宇土市	個別審議	継続	○
12	河川	除川	防災・安全交付金事業	熊本市	一括審議	継続	○
13	河川	尾田川	防災・安全交付金事業	玉名市	一括審議	継続	○
14	河川	大鞘川	防災・安全交付金事業	八代市	一括審議	継続	○
15	河川	坪井川	防災・安全交付金事業	熊本市	一括審議	継続	○
16	河川	天明新川	防災・安全交付金事業	熊本市	一括審議	継続	○
17	河川	大野川	防災・安全交付金事業	宇城市	一括審議	継続	○
18	地すべり	上久保	事業間連携砂防等事業費補助	天草市	個別審議	継続	○
19	砂防	渥美川	事業間連携砂防等事業費補助	阿蘇郡南阿蘇村	一括審議	継続	○
20	砂防	鎌瀬川	事業間連携砂防等事業費補助	八代市	個別審議	継続	○
21	砂防	一里山川	防災・安全交付金事業	阿蘇市	一括審議	継続	○
22	砂防	上初野川	防災・安全交付金事業	水俣市	一括審議	継続	○
23	ほ場整備	小島	農業競争力強化農地整備事業 (経営体育成型)	熊本市	一括審議	継続	○

24	農道	谷尾崎2期	農山漁村地域整備交付金 (通作条件整備)	熊本市	一括審議	継続	○
25	農道	谷尾崎3期	農山漁村地域整備交付金 (通作条件整備)	熊本市	一括審議	継続	○
26	農道	宇土南部2期	農山漁村地域整備交付金 (通作条件整備)	宇土市	一括審議	継続	○
27	農道	植木東部	農山漁村地域整備交付金 (通作条件整備)	熊本市	個別審議	継続	○
28	農道	北牟田尾田3期	農山漁村地域整備交付金 (通作条件整備)	玉名市 玉名郡玉東町	一括審議	継続	○
29	用排水施設	古川兵戸井手	農村地域防災減災事業 (ため池)	菊池市	個別審議	継続	○
30	用排水施設	両出	農業競争力強化農地整備事業 (経営体育成型)	八代市	一括審議	継続	○
31	地すべり	陣の平	農村地域防災減災事業 (地すべり対策事業)	玉名郡南関町	個別審議	継続	○
32	海岸 (農地)	金剛	農山漁村地域整備交付金 (海岸保全事業(高潮対策))	八代市	一括審議	継続	○
33	林道	根木北線	県営林道事業 (地方創生道整備推進交付金)	球磨郡多良木町	個別審議	継続	○
34	林道	瀬目下谷線	県営林道事業 (地方創生道整備推進交付金)	球磨郡五木村	一括審議	継続	○

一括審議事業の報告書

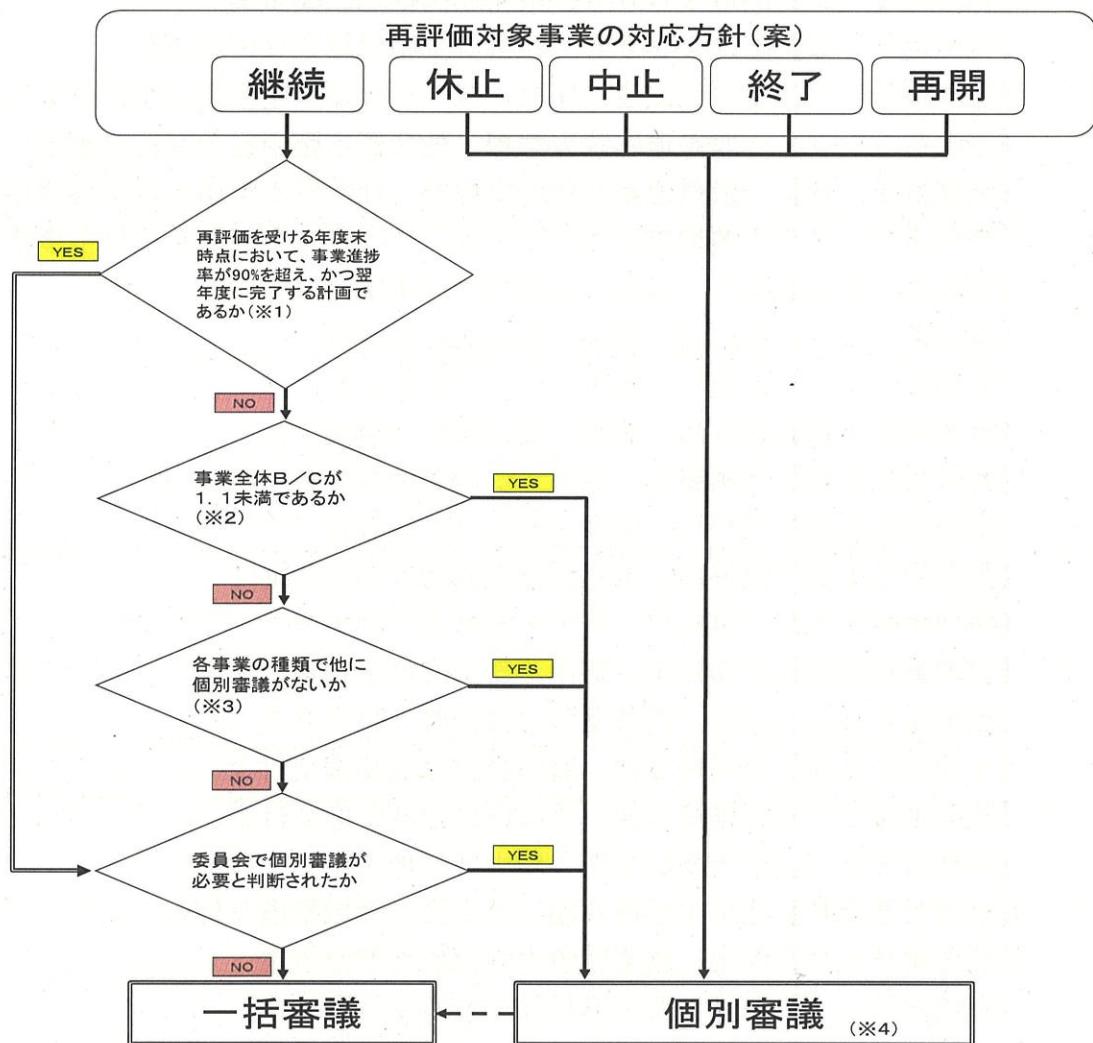
一括して審議した次の事業について、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

- 【整理番号 1】国道266号 地域連携推進改築事業
- 【整理番号 2】国道325号 社会資本整備総合交付金事業
- 【整理番号 3】主要地方道山鹿植木線 社会資本整備総合交付金事業
- 【整理番号 5】一般県道内牧坂梨線 社会資本整備総合交付金事業
- 【整理番号 6】一般県道新八代停車場線 社会資本整備総合交付金事業
- 【整理番号 7】主要地方道大津植木線 社会資本整備総合交付金事業
- 【整理番号 12】除川 防災・安全交付金事業
- 【整理番号 13】尾田川 防災・安全交付金事業
- 【整理番号 14】大鞘川 防災・安全交付金事業
- 【整理番号 15】坪井川 防災・安全交付金事業
- 【整理番号 16】天明新川 防災・安全交付金事業
- 【整理番号 17】大野川 防災・安全交付金事業
- 【整理番号 19】湿谷川 事業間連携砂防等事業費補助
- 【整理番号 21】一里山川 防災・安全交付金事業
- 【整理番号 22】上初野川 防災・安全交付金事業
- 【整理番号 23】小島 農業競争力強化農地整備事業
- 【整理番号 24】谷尾崎2期 農山漁村地域整備交付金
- 【整理番号 25】谷尾崎3期 農山漁村地域整備交付金
- 【整理番号 26】宇土南部2期 農山漁村地域整備交付金
- 【整理番号 28】北牟田尾田3期 農山漁村地域整備交付金
- 【整理番号 30】両出 農業競争力強化農地整備事業
- 【整理番号 32】金剛 農山漁村地域整備交付金
- 【整理番号 34】瀬目下谷線 県営林道事業

《参考》

一括審議は以下のフロー図に従い委員会で選定された事業を対象としている。

個別審議・一括審議選定フロー図



【整理番号4】一般県道 原植木線 社会資本整備総合交付金事業

(事業概要)

原植木線は、菊池市原を起点とし、熊本市北区植木地区の国道3号との交差点を終点とする延長28kmの一般県道であり、本事業区間は菊池市内の旭志地区や泗水地区を結ぶ重要な幹線道路である。

しかし、幅員が狭く車のすれ違いが困難な区間、歩道がない区間、線形が不良で見通しが悪い区間が存在していることから、交通の円滑化及び歩行者等の安全性が確保されていない。

このため本事業は、歩道を備えたバイパス整備を行うことによる交通の円滑化及び歩行者等の安全性の確保を目的としている。

本事業は、今回3回目の再評価であり、前回評価時は、令和5年度（2023年度）に完了する予定であったが、用地交渉の難航により期間を要したことから、事業期間を5年間延伸している。

なお、事業進捗率は、令和5年度（2023年度）末で57%（事業費ベース）であり、令和10年度（2028年度）に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、現道等の交通隘路区間のバイパスとして、周辺にある小・中学校の児童・生徒をはじめとする歩行者等の安全と車両の円滑な走行環境を確保するために重要な事業である。

本道路は、通学路としての役割及び災害発生時の避難道路や支援物資の輸送道路としての役割を担うほか、地域間交流の活性化に寄与するものでもあり、さらに、周辺の圃場整備※も済んでおり、相乗効果を上げるためにも早期の整備が必要である。

用地取得に時間を要したことによる事業期間の延伸はやむを得ない。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、道路の走行性が向上し、車両の速度が上がることが懸念されるため、交差点における歩行者等の安全が確保できるよう配慮し、事業の早期完了を図ること。

※圃場整備：不整形な農地の区画整形を行うとともに、用水路、排水路、農道などを整備すること。

【整理番号8】主要地方道 小川嘉島線 防災・安全交付金事業

(事業概要)

小川嘉島線は、宇城市小川町の国道3号との交差点を起点とし、上益城郡嘉島町の国道445号の交差点を終点とする主要地方道であり、本県中部地域における重要な幹線道路である。

当該事業箇所は、豊野小・中学校の通学路となっており、道路管理者、警察、学校関係者における通学路の合同点検を実施した際に、歩道が未整備であることから、通学路交通安全プログラムにおける要対策箇所に位置付けられている。

このため本事業は、歩道整備を行うことによる歩行者等の安全性の確保を目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初、令和5年度（2023年度）に完了する予定であったが、用地取得等に時間を要したため、事業期間を3年間延伸している。

なお、事業進捗率は、令和5年度（2023年度）末で84%（事業費ベース）であり、令和8年度（2026年度）に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、周辺にある豊野小・中学校の児童・生徒をはじめとする歩行者等の安全と車両の円滑な走行環境を確保するために重要な事業である。

歩道を整備することで通学路としての安全性が向上する。また、事業完了までは残り120mの区間を残すのみであり、既に用地取得の目途も立っている。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、工事未完了箇所における事故防止対策及び事業区間内の車両のスピードを出させない工夫については、警察等と相談しつつ、歩行者等の安全が確保できるよう配慮し、事業の早期完了を図ること。

【整理番号9】都市計画道路 益城中央線ほか1線
交通安全対策（通学路緊急対策）補助

(事業概要)

都市計画道路益城中央線は、都市の骨格を形成する幹線道路であり、第二次緊急輸送道路にも指定されている。しかし、本事業区間は朝夕などに渋滞が発生し、地域の暮らしや経済活動に与える影響が大きなものとなっている。さらに、歩道幅員が不足し、歩行者や自転車が安全に通行できない状況である。

また、熊本地震の際には、沿道建物が倒壊し通行を阻害され、避難や支援、復旧活動に支障を来たすなどの防災面の課題が確認された状況である。

このため本事業は、車道の4車線化や歩道整備を行うことで、車両交通の円滑化、歩行者等の安全な通行空間の確保及び防災機能の向上を図ることを目的としている。

本事業は、今回2回目の再評価であり、地震や台風といった災害リスクに備えた無電柱化に要する費用の増額などに伴い、全体事業費を増額している。

なお、事業進捗率は、令和5年度（2023年度）末で70%（事業費ベース）であり、令和7年度（2025年度）に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、車両交通の円滑化、歩行者等の安全な通行空間の確保及び防災機能の向上を図るために重要な事業である。

また、熊本地震からの創造的復興のシンボルとなるまちづくりを支援する重要な役割を担っており、地域住民の生活向上、地域経済の発展のために整備が必要である。更に、益城町や関係機関からも早期整備を求められている。

当初、被災者の早期生活再建に向け、早急に事業着手する必要があったため、一部の事業費を概算金額で算定していたが、事業が進捗し、具体的に設計を見直した結果、無電柱化に伴う住宅等への引込み長や整備管路条数の増加、また、良質な盛土材料への変更等、大幅な見直しが発生した。したがって、事業費の増額はやむを得ない。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後の事業実施にあたっては、地域住民に寄り添いながら、町が行う各種復興事業と連携した整備を進め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号10】益城中央 防災・安全交付金事業

(事業概要)

益城町の木山地区（益城中央地区）は、益城町の既成市街地東部に位置し、都市計画道路益城中央線により、熊本市内と結ばれている。地区内には、益城町役場や文化会館、商業施設などが立地する町の中心的な地区である。

一方で、地区内には狭い道路や行き止り道路が多く、密集市街地が形成されていたことから、熊本地震発災後には、避難路が閉塞し、避難や応急活動に支障が生じた。

このため本事業は、熊本地震で甚大な被害を受けた益城町の復興まちづくりを支援するため、土地区画整理に取り組んでおり、「公共施設の整備改善」、「宅地の利用増進」、「都市機能の誘導」の3つを事業目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、換地設計の結果、移転対象物件が増えたことによる補償費の増額などに伴い、全体事業費を増額している。

なお、事業進捗率は、令和5年度（2023年度）末で63%（事業費ベース）であり、令和9年度（2027年度）に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、公共施設の整備改善、宅地の利用増進及び都市機能の誘導を図るために重要な事業である。

また、熊本地震からの創造的復興のシンボルとなるまちづくりを支援する重要な役割を担っており、町の活性化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりの実現のために必要な社会基盤整備である。更に、益城町や関係機関からも早期整備を求められている。

当初、被災者の早期生活再建に向け、早急に事業着手する必要があったため、被災直後の建物を評価し、補償費を算出していたが、それ以降に生活や生業の再建が進み、建物の新築・改築が増えたことによって、実際の補償費が増額した。したがって、事業費の増額はやむを得ない。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後の事業実施にあたっては、地域住民に寄り添いながら、町が行う各種復興事業と連携した整備を進め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号 11】潤川 防災・安全交付金事業

(事業概要)

潤川は、緑川の支川で宇城市松橋町古保山に源を発し、浜戸川に合流する一級河川である。本河川では、平成24年、平成27年、平成28年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない状況である。

このため本事業は、河川拡幅などにより流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に住む住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回6回目の再評価であるが、潤川河川整備計画に基づき、今後も事業を進捗させることで、上流の頻発する浸水被害の軽減を図る。

なお、事業進捗率は令和5年度（2023年度）末で69%（事業費ベース）であり、令和23年度（2041年度）に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、河川の氾濫から地域住民の生命・財産を守るために重要な事業である。

潤川は、宇土駅周辺の市街地を流れしており、一旦氾濫すると甚大な被害が想定されるため、宇土市からも早期の河川改修が強く要望されており、既に改修が終了したJR橋より下流の区間では、一定の成果が得られている。

治水上ネックとなるJR橋区間の改築工事着手までには年数を要する状況であるが、それまでの間、JR橋より上流区間の暫定整備を先行することとしており、上流域の治水安全度も段階的に向上することが期待される。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、近年の記録的な豪雨の多発を考えると、JR橋管理者など関係機関との調整を進めるとともに、希少生物への影響に配慮しながらも事業の早期完了を図ること。

【整理番号18】上久保 事業間連携砂防等事業費補助

(事業概要)

上久保地区は、天草市栖本町馬場に位置する地すべり防止区域であり、9つの地すべリブロック※が分布している。当該地区では、人家・井戸及び道路周辺構造物等に、地すべり性の変状が顕著に見られ、今後地すべりが進行し被害が発生するおそれがある。

被害想定区域内には、人家（88戸）や病院、緊急輸送道路（国道266号805m）、避難路（市道栖本本渡線726m、市道馬場線213m）、準用河川梅津川（409m）等があり、これらを守るために早期の地すべり対策が必要である。

このため本事業は、地下水排除工などの抑制工と鋼管杭工などの抑止工を実施することで、地すべり被害を防止することを目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初、令和8年度（2026年度）に完了する予定であったが、用地取得などに時間を要したため、事業期間を2年間延伸している。

なお、事業進捗率は、令和5年度（2023年度）末で20%（事業費ベース）であり、令和10年度（2028年度）に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、地すべりによる災害から地域住民の生命・財産、病院施設、緊急輸送道路、避難路、準用河川を守るために重要な事業である。

各地すべりブロック※で地すべりによる変状が認められ、今後被害が発生するおそれがあるため、地域住民や天草市から地すべり対策工事の早期完成が求められている。

用地取得に時間を要したことによる事業期間の延伸はやむを得ない。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後、地すべりの変動状況の観測を継続し、降雨との相関関係については専門家の意見を伺いつつ、必要な地すべり対策工事を進め、事業の早期完了を図るとともに、地元と連携した警戒避難対応も進めること。

※地すべりブロック：一体的に変動している地すべりの平面的な範囲、またはその可能性のある範囲のこと。

【整理番号 20】 鎌瀬川 事業間連携砂防等事業費補助

(事業概要)

鎌瀬川は、土石流危険渓流に指定されており、荒廃及び渓床・渓岸浸食が著しく、土石流災害が発生するおそれがある。

被害想定区域内には、人家（5戸）や県道中津道八代線（140m）、市道下鎌瀬・上鎌瀬線（750m）、JR肥薩線（120m）があり、これらを守るため早期の土石流対策が必要である。

このため本事業は、砂防堰堤の整備や渓流保全工事を実施し、土石流による被害を防止することを目的としている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、当初、令和7年度（2025年度）に完了する予定であったが、用地取得などに時間を要したため、事業期間を5年間延伸している。

なお、事業進捗率は、令和5年度（2023年度）末で11%（事業費ベース）であり、令和12年度（2030年度）に事業完了となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、土石流による災害から地域住民の生命・財産、道路や鉄道を守るために重要な事業である。

鎌瀬川は、荒廃及び渓床・渓岸浸食が著しく、土石流災害が発生するおそれがあり、土砂災害特別警戒区域にも指定されており、更に、豪雨頻度も増加してきていることから、土石流発生に備えた早期の対策が重要である。

用地取得や隣接する八代市道の災害復旧事業との調整に時間要したことによる事業期間の延伸はやむを得ない。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、渓流保全工事を計画している区間では、護岸の災害復旧が進められており、その事業との整合性を確保しつつ、事業の早期完了を図ること。

【整理番号 27】植木東部 農山漁村地域整備交付金（通作条件整備）

（事業概要）

植木東部地区は、熊本市北区植木町の東部に位置し、施設野菜（すいか、なす等）や水稻を主体とした営農を展開し、特にすいかは全国有数の産地として知られ、ブランド（植木すいか）を確立している。

地区内は、南北方向に連絡する道路が未整備の状態であり、今後、農家数の減少による担い手や営農組織への農地集積が進み、耕作範囲の広域化に伴う移動の増加が予想されるなかで、基幹的な道路の整備が必要である。

このため本事業は、地区内を縦断する基幹的な農道の整備を行い、農産物輸送の合理化と多岐にわたる出荷先への対応、耕作範囲の広域化に伴う移動時間を短縮し、生産性の向上を図ることを目的としている。

本事業は、今回2回目の再評価であり、熊本地震の影響による地籍調査事業の遅れから用地取得に時間を要したが解決の目途が立っており、その後の事業進捗は概ね順調に進展している。

なお、事業進捗率は、令和5年度（2023年度）末で42%（事業費ベース）であり、令和9年度（2027年度）に事業完了となる見込みである。

（付帯意見）

本事業は、農業生産物輸送の効率化と農業生産条件の向上を図るために重要な事業である。

農業従事者の減少に伴い、担い手や営農組織への農地集積が進み、耕作範囲の広域化や運搬車両の大型化が進行する中で、作業効率の向上や運搬作業の安全性の確保を図る必要がある。

地籍調査事業の遅れから用地取得に時間を要したが、解決の目途が立ち、前回評価後の事業進捗は概ね順調である。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後の事業の実施に当たっては、引き続き農家や関係機関と連携を取りながら、事業の早期完了を図ること。

【整理番号29】古川兵戸井手 農村地域防災減災事業（ため池）

（事業概要）

古川兵戸井手は、菊池市の北東部に位置し、受益135haへ農業用水を供給している水路である。しかし、築造後およそ200年が経過し、水路の老朽化が進行していることから、水路の底盤及び側壁が浸食され、水路の崩壊・埋没につながり、農作物への農業用水供給ができず、被害を及ぼす恐れがある。

このため、本事業は用水路の改修を実施し、災害の未然防止と農業用水の安定供給を図ることを目的としている。更に本水路は、令和元年度に「菊池のかんがい用水群」として世界かんがい遺産に認定されている。

本事業は、今回1回目の再評価であり、熊本県レッドデータブックに指定されている希少生物への影響を考慮した改修方法の決定に時間を要したことから、事業期間を8年間延伸している。

なお、事業進捗率は、令和5年度（2023年度）末で78%（事業費ベース）であり、令和8年度（2026年度）に事業完了となる見込みである。

（付帯意見）

本事業は、用水路改修の実施により、災害の未然防止と農業用水の安定供給を図るために重要な事業である。

本水路は、受益地である水田等へ用水を供給するための幹線水路であるが、老朽化しており、今後水路の崩壊・埋没等が生じた場合、農業用水不足となり、農作物へ影響を及ぼす恐れがあることから早急な対策が必要である。

熊本県レッドデータブックに指定されているコウモリの生息が確認されたことにより、希少生物への影響を考慮した改修方法を検討する必要があったことから、事業期間の延伸はやむを得ない。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後は施設の歴史的な価値や希少生物の生息環境に配慮しつつ、事業の早期完了を図ること。

【整理番号 3 1】陣の平 農村地域防災減災事業（地すべり対策事業）

（事業概要）

陣の平地区は、南関町の北部に位置するミカン栽培が盛んな地域で、昭和 48 年度から平成 9 年度まで地すべり対策工事を実施したが、平成 20 年度に区域内の施設の老朽化の調査を行ったところ、新たな地すべりが確認された。

このため本事業は、平成 26 年度から老朽化した地すべり防止施設の改修と新たな地すべりに対する地下水排除工（集水井および水抜きボーリング）を施工し、地すべり防止区域の安定化を図ることを目的としている。

本事業は、今回 1 回目の再評価であり、令和 2 年 7 月の豪雨による新たな変動に伴う追加対策が必要になったことから、事業期間を 3 年間延伸している。

なお、事業進捗率は、令和 5 年度（2023 年度）末で 71%（事業費ベース）であり、令和 8 年度（2026 年度）に事業完了となる見込みである。

（付帯意見）

本事業は、地すべり対策工事の実施により、地すべりによる被害から地域住民の生命・財産、農業用施設及び公共施設を保全するために重要な事業である。

地すべりの被害想定区域には人家が存在することから早急な対策が必要である。

令和 2 年 7 月豪雨により新たな変動が確認されており、追加の対策を行う必要があることから、事業期間の延伸はやむを得ない。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、今後は必要な抑制工や抑止工を行うとともに、伸縮計等によって地形変状の把握と分析を継続的に行い、専門家の意見を伺いつつ必要な対策を進め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号 33】 楠木北線 県営林道事業（地方創生道整備推進交付金）

（事業概要）

楠木北線は、球磨郡多良木町に位置し、町の南東部の森林地帯を東西に横断する林道である。利用区域内には、木材として利用可能な人工林が87%を占めており、充実した森林資源の有効活用のため早急な林道の整備が求められている。

このため本事業は、基盤となる林道を開設することにより、適切な森林整備を促進し、また、林業生産性の向上による資源の循環利用が可能となることで、森林の有する公益的機能の向上を目的としている。

本事業は、今回3回目の再評価であり、平成26年度（2014年度）から平成27年度（2015年度）にかけて発生した崩壊斜面の調査及び、アンカー工等の追加対策工事が必要となったことから、事業期間を5年間延伸している。

なお、事業進捗率は、令和5年度（2023年度）末で98%（事業費ベース）であり、令和8年度（2026年度）に事業完了となる見込みである。

（付帯意見）

本事業は、林道の開設により、林業生産性の向上や森林の有する公益的機能を發揮させるために重要な事業である。

本林道は、災害時における代替路としての役割も担っており、早急な整備が必要である。

事業実施中に発生した崩壊斜面の調査やその対策工事に期間を要したことから、事業期間の延伸はやむを得ない。

以上のことから、今回の再評価における対応方針を「継続」とすることは妥当である。

なお、生活道としての利用も期待されていることから、事業の早期完了を図ること。